

添付2号様式

学 則

1 研修の目的

本研修は、居宅介護従業者が行う業務に必要な知識・技術を習得、また、障がい者（視覚障がい者、全身性障がい者）の外出時の移動介護等の必要な知識、技能を有する従業者の養成と、行動援護従業者が行う業務に必要な知識技術を習得することを目的とし、開講する。

2 研修の名称

居宅介護職員初任者研修課程
 同行援護従業者養成研修一般課程
 同行援護従業者養成研修応用課程
 行動援護従業者養成研修課程
 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円) (税別)	受講対象者
居宅介護職員初任者研修課程(001)	札幌	昼	8ヶ月	2ヶ月	30	59,000	一般
居宅介護職員初任者研修課程(007)	札幌	昼	1ヶ月	2日	30	12,000	北海道介護職員初任者研修修了者
同行援護従業者養成研修一般課程(002)	札幌	昼	2ヶ月	1ヶ月	40	18,000	一般
同行援護従業者養成研修応用課程(003)	札幌	昼	1か月	15日	40	18,000	同行援護従業者養成研修一般課程修了者
行動援護従業者養成研修課程(004)	札幌	昼	2ヶ月	1ヶ月	30	50,000	行動援護事業所に勤務している従業者又は、従業者になる予定の者
全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程(005)	札幌	昼	2ヶ月	1ヶ月	40	18,000	居宅介護初任者研修と北海道介護職員初任者研修修了者及び予定者と介護福祉士

4 受講手続

(1) 募集時期

開講2ヶ月前から募集し、開始日の1週間前に締め切る

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに指定金融機関口座に振り込むこと。なお、指定の期日までに受講料が入金にならない場合は、受講を断る場合がある

(3) 受講料返還方法

受講日前については、当社の都合により研修を中止した場合と受講者のやむおえない事情による場合については、受講料を受講生指定の金融機関口座へ振り込み返金します。研修開始後は、受講料の返金は致しません。

(4) 本人の確認

本人確認 研修初日に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

5 研修時間数 (別紙1により記載する)

6 研修の免除 (別紙2により記載する)

7 主要テキスト

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 介護職員初任者研修講座テキスト | (一般財団法人 長寿社会開発センター発行) |
| ② 同行援護従業者養成研修テキスト | (中央法規出版 発行) |
| ③ 行動援護従業者養成研修テキスト | 特定非営利法人 全国地域生活支援ネットワーク |
| ④ 全身性障がい者の外出支援ハンドブック | 株式会社 日本医療企画 |

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

授業開始前、授業担当講師が教室で出席確認のための点呼を取る。また、授業ごとに出席簿で確認し、出欠状況を把握する。

- ・出欠の取り扱いについては別紙4に記載する

(2) 成績の評定方法

居宅介護職員初任者研修においては、修了確認テスト及び、実習演習評価を行う。それ以外は、授業報告書を提出させ理解度の確認を行う。

(3) 修了の認定方法

居宅介護職員初任者研修、行動援護従業者養成研修課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、全身性障がい者移動介護従事者養成研修課程の定める修了規定、講義及び実習を全て履修合格した者に対し修了証明書及び、携帯用修了証明書（行動援護従業者養成研修については携帯用は無し）を発行する。

(4) 修了証明書

修了が認定された者は、別紙3の修了証明書を発行する。

9 退学規定

- ① 受講生が退学をする場合は、所定の退学届けを提出すること。
- ② 受講料の支払ができなくなったとき。
- ③ 就業年限を越えたとき。

10 その他

(1) 科目(項目)の免除

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、当該事業者の履修証明により、当該科目(項目)について免除することができる。

ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

(2) 修業年限の延長

・受講者が、病気、自己または災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に修了することが困難と認められた場合は、居宅介護職員初任者研修課程の場合1年6か月までの範囲内で延長することができる。

・受講者が、病気、自己または災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に修了することが困難と認められた場合は、同行援護従業者養成研修一般課程と全身性障害者移動介護従業者養成研修課程の場合4月の範囲内、同行援護従業者養成研修応用課程の場合2月の範囲内で延長することができる。

ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。(やむを得ない理由の基準については別に定める。)

(3) 秘密の保持

A、受講者の個人情報については、受講者から承諾を得たこと以外に使用しない、また、外部に情報を漏らすことはありません。

I、受講者は、実習で知りえた個人の秘密等について外部に情報を漏らしてはならない。

(4) 他の事業者の実施する研修(コース)受講者の受け入れ

科目(項目)ごとに、他の事業者の実施する研修(コース)受講者を受け入れる場合がある。

(5) 修了証明書の紛失等による再発行

- ・修了証明書再発行の理由及び身分証明書のコピーを提出して頂きます。2週間くらいで再発行をいたします。
- ・再発行手数料2,000円が掛ります。